

答申第 733 号

令和元年 9 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 29 日付けで諮問された特定会議における特定発言根拠文書不
存在の件（諮問第 819 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、平成25年10月8日に開催された特定地区のまちづくりに関する会議の議事録を対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年3月12日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成25年10月8日に開催された特定まちづくりに関する会議（以下「特定まちづくり会議」という。）における特定市の発言のうち、実施機関に対する特定市の認識に係るもの（以下「特定市発言」という。）について、特定市がかかる認識に至った経緯及び根拠に関する文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月23日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

特定まちづくり会議における特定市発言について、実施機関は反論していない。また、平成23年7月5日に開催された会議において、特定市が、実施機関の要請により特定新駅設置に向け特定協議会が拡充された旨発言している。

よって、本件対象文書が存在するはずである。

(2) その他

ア 次の文書の公開を求める。

(ア) 特定新駅設置の前提となる、特定市による特定A地区土地区画整理事業及び特定B地区土地区画整理事業に関する経緯及び根拠に係る文書

(イ) 平成18年4月及び7月に、特定企業から知事に対してなされた要請に係る文書

(ウ) 平成19年1月31日に特定企業と実施機関が取り交わした確認書

イ 平成19年2月16日に行われた特定協議において、実施機関の職員が、特定新駅については従来の駅とは異なるので、駅設置費用については何らかの負担をしなければならないと考えている旨発言しているが、これは非常に重い発言であり、かかる発言に関する文書の保存期間を5年とすることは、業務を遂行する上で問題がある。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件対象文書について、平成21年4月1日から現在に至るまで作成も取得もしていない。

(2) 実施機関が、仮に、平成21年3月31日以前に、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、これらの文書は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第9条第2項に基づき、保存期間を5年と設定していることから、平成27年度までには保存期間を満了している。

保存期間を満了した行政文書は、規則第15条第1項に基づき神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の長（以下「公文書館長」という。）に引き渡すこととされ、公文書館長に引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号に基づき、公文書館で保存している文書は、公開請求の対象となる行政文書には該当しない。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

本件対象文書は、前記2(1)のとおり、特定市発言、すなわち、特定まちづくり会議において特定市が行った発言のうち、実施機関に対する特定市の認識に係るものについて、特定市がそのような認識に至った経緯や根拠に係る文書である。

当審査会が確認したところ、特定まちづくり会議は、実施機関及び特定市が特定地域の特定事項の認定の状況について意見交換したものであり、特定市発言は、この中で行われたものであることが認められる。また、特定市発言は、当該発言の直前に、特定地域の特定事項を認定する権限を持つ実施機関が、特定市が当該事項の認定を求めていたにもかかわらず、認定について消極的な発言（以下「実施機関発言」という。）をしたことを受けてなされたものであると認められる。そして、実施機関発言は、その内容に照らせば、特定市としては受け入れ難いものであったと想定され、実施機関発言を受ける形で特定市発言がなされた状況であったことが認められる。

よって、本件対象文書に該当するものは、実施機関発言が記録された特定まちづくり会議の議事録であり、当審査会が確認したところ、当該会議の議事録は、実施機関において管理されていると認められることから、少なくとも実施機関においては、本件請求に係る対象文書として同議事録を特定の上、改めて諾否決定を行うべきと判断する。

(2) その他

ア 審査請求人は、前記3(2)アに掲げる文書について、審査請求書及び反論書において、これらの文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。かかる主張は、本件処分の取消しを求める審査請求において、審査請求書及び反論書で新たな行政文書の公開請求を行っているに等しいことから、本

件処分を取り消す審査請求の理由となるものではないことは明らかである。

イ また、審査請求人は、前記 3 (2)イのとおり、実施機関の事務事業について独自の主張や疑問を呈しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第 5 条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 付言

前記 5 (1)のとおり、当審査会において、実施機関にあっては、実施機関発言が記録された特定まちづくり会議の議事録を本件請求に係る対象文書として特定すべき旨判断したところであるが、本件処分では、本件対象文書に該当する文書は不存在であるとの決定がなされている。これは、本件請求の内容が、特定市の主観を問うような不明確な内容になっていることに起因していると解される。

行政文書の公開請求の対象となる文書については、公開請求書に記載された内容を客観的に捉えて特定すべきものであるが、そもそも当該記載内容が不明確であると、適切な特定を成し得ないため、このような場合には、公開請求者にその趣旨を確認した上で、公開請求書の記載内容を明らかにし、また、条例第 9 条第 2 項に規定する補正を求めるなど、対象文書の特定に必要な手続きを取るべきである。それにもかかわらず、本件処分は、このような必要な手続きを取ることなく、漫然と本件請求に係る対象文書は存在しないとの決定を行ったものと言わざるを得ない。

よって、実施機関にあっては、対象文書の特定に当たり、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重に対応することが強く望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 5 月 30 日	○ 諮問
平成 31 年 1 月 28 日 (第 192 回部会)	○ 審議
2 月 20 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
令和 元年 5 月 23 日 (第 196 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年9月11日現在) (五十音順)